

事務連絡
平成15年10月31日

各国公立大学施設担当部課
各国公立高等専門学校施設担当部課
各大学共同利用機関施設担当部課
国立久里浜養護学校事務部
大学評価・学位授与機構施設担当部課
国立学校財務センター施設担当部課
文部科学省各施設等機関施設担当部課
日本学士院施設担当部課
日本芸術院施設担当部課
各独立行政法人施設担当部課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県教育委員会施設主管課

御中

文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課

学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について

学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、従来より、「アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止について（通知）」（昭和62年11月11日付け62国施指第4号）、及び「吹き付けアスベスト（石綿）粉塵飛散防止処理技術等に関する参考資料の送付について（通知）」（昭和63年7月9日付け63国施指第4号）等により適切な対応をお願いしてきているところであります。

このたび、石綿を含有する製品（10製品）について、その製造等を禁止するため「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（平成15年政令第457号）が平成15年10月16日に公布され、平成16年10月1日から施行されます。

については、各学校等における最近の対策状況等を踏まえ、別紙のとおり、学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策に関連する留意事項を取りまとめましたので、より一層のご配慮をお願いします。

さらに、このことについて、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会又は所轄の学校及び学校法人等に対しても周知されるよう併せてお願いします。

なお、別紙の「2. アスベスト対策の留意事項について」は、各都道府県教育委員会施設主管課に対しては、平成15年10月1日付け事務連絡において、既に周知をお願いしている内容であることを申し添えます。

担当：文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課指導第二係
TEL:03-5253-4111(内線2292)

1. 労働安全衛生法施行令の主な改正内容について

製造等が禁止される有害物として、石綿を含有する押出成形セメント板、繊維強化セメント板、住宅屋根用化粧スレート、窯業系サイディング、石綿セメント円筒、クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング及び接着剤を追加することとされたこと。(第十六条及び別表第八の二関係)

2. アスベスト対策の留意事項について

(1) 「特定化学物質等障害予防規則」(昭和47年9月30日労働省令第39号)が平成7年1月26日に改正され、石綿を1%を超えて含有する「吹付けロックウール」、「吹付けひる石」、「パーライト吹付け」、「発泡けい酸ソーダ吹付け石綿」等についても「労働安全衛生法」等の規制の対象とされていること。

(2) 経年変化で劣化したり、ひっかくなどにより損傷のある吹き付け材の場合、建築物内のアスベスト繊維の濃度が周辺環境大気中の濃度より高くなっている可能性があり、その際は、適切な処置を検討する必要があること。

(3) 除去工事等の実施にあたっては、アスベストの環境大気中への排出抑制等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の大気保全部(局)等関係部局と十分連絡調整のうえ、適切な作業を行うこと。

また、既存建築物へ施工された吹付けアスベストに関する調査・診断方法及び粉じんの飛散防止の処理方法については、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」(日本建築センター)や「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省)等を参考として適切に行うこと。

(主な関連法令)

労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号 最終改正:平成15年7月2日)

労働安全衛生法施行令

(昭和47年8月19日政令第318号 最終改正:平成15年10月16日)

特定化学物質等障害予防規則

(昭和47年9月30日労働省令第39号 最終改正:平成13年7月16日)

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号 最終改正:平成15年6月18日)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和45年法律第137号 最終改正:平成15年6月18日改正)

(主な参考文献等)

既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説

日本建築センター 平成4年7月

建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について

環境省環境管理局大気環境課 平成13年3月